

居宅介護支援重要事項説明書

<令和8年 6月 1日現在>

1 利用者（被保険者）

要介護認定区分	要介護
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

2 事業所の概要

（１）支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター 足原のぞみ苑
所在地	北九州市小倉北区熊本三丁目１２番９号
管理者の氏名	詫摩 洋介
電話番号	０９３（９５２）８３４１
FAX番号	０９３（９５２）８６６８
事業者指定番号	４０７０４００３１４
サービス提供地域	北九州市

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

（２）事業所の職員体制

	専従	兼務	計	業務内容
		1	1	事業所の管理
主任 介護支援専門員		1	1	居宅介護サービス計画の作成
介護支援専門員	3		3	居宅介護サービス計画の作成
事務職員		1	1	事務処理

（３）サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	８：３０～１７：３０
土曜日	８：３０～１７：３０
営業しない日	日曜日・祝日

※ 上記以外であっても２４時間電話対応いたします。

（４）事業所であわせて実施するサービス

サービスの種類（介護保険指定番号）	サービスを提供する地域
・通所介護（４０７０４００４５４号）	北九州市小倉北区
・短期入所生活介護（４０７０４００３３０号）	北九州市
・介護老人福祉施設（４０７０４００４３９号）	限定なし
・地域密着型介護老人福祉施設（４０９０４００３７７号）	北九州市

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

要介護状態又は要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、又、本人及び介護者の希望を十分に考慮し、介護サービス計画を作成します。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的・効果的・一体的なサービスの提供に努めます。

(3) その他

事 項	内 容
従業員研修の有無	年1回以上の研修を行っています

4 居宅介護支援の内容

- ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防者のケアプランの作成（包括支援センターからの委託による）
- (3) 要介護認定の申請代行
- (4) 給付管理表の作成
- (5) 当該地域におけるサービス内容等の情報提供
 - ・アセスメント
 - ・その他

※居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行います。下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします

- (1)救急車への同乗
- (2)入退院時の手続きや生活用品調達等の支援
- (3)家事の代行業務
- (4)直接の身体介護
- (5)金銭管理

5 居宅介護支援の担当者

居宅介護支援には介護支援専門員である職員が担当します。ただし、事業所の都合により担当者が変更することがありますので、その場合は事前にお知らせします。

6 利用者負担金

(1) 利用者負担金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

居宅介護支援費 I i	要介護 1, 2	要介護 3, 4, 5
金額	11,088円	14,406円

【加算分】（毎月算定）

加算名	利用料
特定事業所加算Ⅲ	3,297円
介護職員等処遇改善加算（令和8年6月新設） ※令和8年6月1日より算定開始	所定単位数の2.1%相当

※ 介護職員等処遇改善加算は、令和 8 年度介護報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日施行）により居宅介護支援に新設された加算です。介護従事者の処遇改善を目的として算定されます。加算額はご利用月の所定単位数に 2.1%を乗じた額に地域単価を乗じた金額となります（保険給付の対象）。

【加算分】（条件該当時算定）

加算名	利用料
初回加算	3, 0 6 3 円
入院時情報連携加算Ⅰ	2, 5 5 2 円
入院時情報連携加算Ⅱ	2, 0 4 2 円
通院時情報連携加算	5 1 0 円
緊急時居宅カンファレンス加算	2, 0 4 2 円
ターミナルケアマネジメント加算	4, 0 8 4 円

退院・退所加算		利用料
カンファレンス参加 無		
	連携 1 回	4, 5 9 4 円
	連携 2 回	6, 1 2 6 円
カンファレンス参加 有		
	連携 1 回	6, 1 2 6 円
	連携 2 回	7, 6 5 7 円
	連携 3 回	9, 1 8 9 円

（2）交通費

2 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

（3）利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌々月 2 0 日までに利用者に請求し、利用者は、翌々月末日までに次のいずれかの方法により支払います。

- ☐ 自動口座引き落とし
- ☐ 現金払い
- ☐ 金融機関振込 ※ 手数料は、事業者の負担となります。

西日本シティ銀行	小倉 支店	口座名義人	足原のぞみ苑
普通預金		口座番号	1 6 7 3 4 8 6
福岡銀行	三萩野 支店	口座名義人	足原のぞみ苑
普通預金		口座番号	1 6 3 9 8 8 0
福岡ひびき信用金庫	城野 支店	口座名義人	足原のぞみ苑
普通預金		口座番号	0 5 7 5 4 1 5
郵便局		口座名義人	足原のぞみ苑
		口座番号	0 1 7 3 0 - 0 - 7 6 6 1 4

（4）領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

（５）その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用などをいただくことがあります。

7 キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

8 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償責任保険

保険会社	東京海上日動火災保険
保険内容	施設の業務中事故賠償補償 ケアマネジャー傷害事故補償 滞在型施設利用者の傷害事故補償 施設送迎者搭乗中の傷害事故補償

9 秘密保持、個人情報の保護

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。

- ・介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- ・上記①の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- ・現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はけが等で病院に行ったときで、医師、看護師等に説明をする場合
- ・介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ず、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- ・介護支援専門員実務研修合格者の実務研修の受け入れ。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。

前6か月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合―事業所が前6か月に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明します。

1 2 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を記載します。

- ・虐待防止委員会の開催
- ・高齢者虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止研修の実施
- ・専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者
-------------	-----

1 3 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ・感染対策委員会の開催
- ・感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ・感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
- ・専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者
--------------	-----

1 5 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 6 ハラスメント対策

事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者が、事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 7 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

毎年介護支援専門員合格者の実習生受け入れを行っております。実習生が担当の介護支援専門員に同行し、ご利用者様宅へ伺うこともございますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 8 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	窓口担当者 詫摩 洋介、大保 美智代、増田 智範、末次 智弘 ご利用時間 毎日午前8時30～午後5時30分 ご利用方法 電話 093（952）8341 面接 上記時間においでください
第三者委員	第三者委員 渡辺 信也（リカバリーセンターひびき副施設長） 連絡先 093（222）1717 金子 輝子（広寿会評議員） 連絡先 093（941）1888

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

小倉北区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州市小倉北区大手町1番1号 電話番号 093（582）3433 FAX 093（562）1382
-------------------	---

小倉南区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州小倉南区若園五丁目1番2号 電話番号 093(951)4127 FAX 093(923)0520
門司区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州市門司区清滝一丁目1番1号 電話番号 093(331)1894 FAX 093(321)4802
八幡東区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 電話番号 093(671)6885 FAX 093(662)2781
八幡西区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 電話番号 093(642)1446 FAX 093(642)2941
若松区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州市若松区浜町一丁目1番1号 電話番号 093(761)4046 FAX 093(751)2344
戸畑区役所保健福祉課介護保険担当	所在地 北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 電話番号 093(871)4527 FAX 093(881)5353
福岡県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護サービス相談係	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号 092(672)7859 FAX 092(672)7857

19 支援事業者（本社）の概要

法人名	社会福祉法人 広寿会
代表者名	平川 寿子
所在地・連絡先	所在地 北九州市小倉北区熊本三丁目12番9号 電話番号 093(952)8341 FAX 093(952)8668

20 第三者評価の実施状況

有り

無し

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市小倉北区熊本三丁目12番9号
事業者名 ケアプランセンター 足原のぞみ苑
代表者名 詫摩 洋介
(指定番号 4070400314)

<説明者>

所属 ケアプランセンター 足原のぞみ苑
氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項説明を受けました。

<利用者>

住 所
氏 名

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所
氏 名